

## 平成24年第2回上里町議会定例会会議録第7号

平成24年3月23日(金曜日)

本日の会議に付した事件

日程第42(請願第6号)政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使う  
ことを求める意見書の提出を求める請願書について

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者 なし

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 主任 戸矢信男

## 開 議

午後 1 時 3 1 分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第 4 2 請願第 6 号 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書の提出を求める請願書について

議長（伊藤 裕君） 日程第42、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託いたしました請願第 6 号 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書の提出を求める請願書についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第 1 項の規定により、委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員長納谷克俊議員。

〔総務経済常任委員長 納谷克俊君発言〕

総務経済常任委員長（納谷克俊君） 議席番号 5 番総務経済常任委員長の納谷克俊です。

本定例会において、総務経済常任委員会に付託となりました請願第 6 号についての審査経過並びに審査結果を報告いたします。

請願第 6 号 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書の提出を求める請願書の審査は、3月12日午後 2 時40分より委員全員の出席をいただき、第 3 委員会室において開催いたしました。

審査においては、政党助成金の概要の確認後、各委員に意見を求めました。

政党助成金制度の本来の目的についてや制度が抱える問題点、それらと本請願についての整合性など、さまざまな意見が出されましたが、次回審査時まで各委員において本請願における考えをまとめていくことを確認して委員会を閉じました。

続く審査は、3月22日午後 3 時30分より委員全員の出席をいただき、同じく第 3 委員会室において開催いたしました。

審査は、請願内容の再確認、前回審査時の内容を確認の後、各委員の意見をいただきました。前回審査時同様の意見が中心となりましたが、そもそも政党助成金の廃止問題と東日本大震災被災者支援問題については切り離して議論すべきであるという意見が多く見られました。

その後、本請願についての採決を行った結果、委員全員一致で不採択とするものとなりました。

よって、本委員会では請願第 6 号 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うこ

とを求める意見書の提出を求める請願書については、不採択とすることと決定いたしました。

以上で審査経過並びに審査報告といたします。

議長（伊藤 裕君） 以上で総務経済常任委員長による審査結果並びに経過報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔 10番 沓澤幸子君発言 〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤幸子です。

総務経済常任委員長に質問したいと思います。この請願に対して、審査をしていく過程の中で、政党助成金を廃止することと東日本大震災被災者救援に使う、この問題は切り離して議論すべきだという意見が多数だったということでもありますけれども、それでは政党助成金についてはどのような議論がされたのか。また、東日本大震災被災者への救援についてはどのような議論がされたのかお尋ねいたします。

議長（伊藤 裕君） 5番、納谷克俊議員。

〔 総務経済常任委員長 納谷克俊君発言 〕

総務経済常任委員長（納谷克俊君） 5番、納谷です。

沓澤議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、この請願書にあります政党助成金を廃止という部分と、この東日本大震災救援に分けて議論された、その内容はという議員の質問かと思われれます。

まず、政党助成金、こちらに関してのどのような議論があったのかということなんですけれども、そもそも制度発足17年になりますか、5,000億円を超える多額な金額が政党に助成金として支出をされているわけですが、当初のこの制度の目的と現在置かれている状況というのがだいぶ異なってきているのかなと。その中で、各委員からは、政党助成金自体、そもそも企業献金、そちらを無くしたはずなのが、こちらの請願内容にもあるとおり助成金を受け取りながら企業関連の献金もいただいていると、その部分についてこれはしっかりもう一度、初期の目的というのを達成できるよう見直していく必要はあるだろうという意見もございました。

また、解党時ですね、党が無くなった場合、その時の残されている残金、これの行方というのも非常に問題だろうと、こういったところももう一度整備をしていく必要はあるだろうという意見もありました。

それから、解党時ではなく、年度終わった後の残金の繰り越しの件、こちらについても透明

性が必要であろうという意見もありました。

総論としては、この政党助成金制度、政党交付金制度については、見直す必要があるという意見が多くを占めておりました。

こちらの東日本大震災被災者支援の件なんですけれども、こちらのほうはこの政党助成金を廃止したお金を回すという議論とは、ひとつ別だろうと、これを同じ土俵に上げて検討していくのではなく、一つずつ政党助成金は政党助成金で議論をすると、東日本被災者関連の問題はそちらで議論をします。ただ、こちらのほうは国の補正予算も数字組まれているわけですし、今現状、予算付けされた部分の早期の執行の問題だとか、あとは遅れているという部分ではありましたが、直接今回この請願の中で、じゃ東日本大震災被災者救援についてはどうなのだという議論はなかったです。この請願の趣旨自体が、そもそも政党助成金を廃止するということを前提で置かれているということだったので、こちらの部分がメインの議論になりましたので、あまり後段の部分、東日本大震災被災者救援の部分についての議論は深まっていなかったというのが現状であります。

以上でお答えとさせていただきます。

議長（伊藤 裕君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 再度質問させていただきます。

別々に議論したほうがいいたろうという形は、確かにこれ2本立てになっておりますので、そういう議論がされても当然かなというふうに私も思います。

しかしながら、今の委員長の説明によりますと、政党助成金については当初の目的と現状が違っているという指摘もされておりますし、何よりも国民の多数が不信に思っているところは解党した、新しく生まれては消えていった政党たちは、もらったお金を返していないわけですよ。そして、年度末においても残った残金は返すということになっていきますけれども、基金として積み立てることができるというふうになっているために、ほとんど返されない状態になっておまして、その金額が69億でしたか、非常に多額になっています。そういうことも問題だというふうな議論がされたのであれば、この請願は廃止して被災者のほうに回すようにという請願ではありますけれども、廃止することについての考えが委員会の中で一致しているのであれば、これは趣旨採択だとか、いわゆる意見書の中で工夫をすれば採択できるような中身じゃないのかなというふうに私は思うところです。

その辺、特にこの請願の請願項目の1、2を見ていただければ、違法性の高い残金を直ちに返還するということを求めている請願でありますので、また一方で総務経済常任委員会では被災者の問題は別立てで考えなきゃいけないということで、余り議論はされなかったということ

でありますけれども、被災者復興支援の必要性ということは、これをそのまま回すとかということは別にしても、被災者、被災地域の復興支援に力を尽くしていかなくてはならないということは総意だというふうに私は思います。だとすれば、どこが採択できない理由になるのかお尋ねしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 総務経済常任委員長、納谷克俊議員。

〔総務経済常任委員長 納谷克俊君発言〕

総務経済常任委員長（納谷克俊君） 5番、納谷です。

沓澤議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

先ほど、議員のお話あった政党助成金を廃止するという方向で全委員が、総務経済常任委員が一致しているというのは、ちょっと私の説明が間違っていたか、議員聞き取り間違えたか、ちょっとあれなんですけれども、問題があると、現時点で初期の目的と違ってきてしまってきているところで問題があると、見直しの必要はあるだろうということで全員が一致した考えであるということが正確なところでございます。全員が廃止という考えを持っているわけではなく、この制度自体見直さだろうと。

ただ廃止ではなく、私が感じている委員会の中での議論は廃止ではなく見直して、この政党助成金自体は必要であろうという、こういうニュアンスの私は委員会内では議論であったと思うんです。ただ、この制度自体は先ほど議員御指摘なされました解党時の残金の問題、年度末の繰り越しの問題等問題があるだろうと、その辺をクリアしながらもっと初期の目的が達成できるような制度にしていく必要があるだろうと、企業献金の部分も含めてですね、そのような議論であったと私は考えておりますし、委員の多くも共通認識であると思います。

そういったことも含めて、この東日本大震災被災者救援という部分の重要性は当然、皆共通認識でございますが、それイコール廃止に全員が賛成ではない、全員が反対ではない、同じく反対ではないんですけれども、全員が反対ではない、賛成ではない中で、これを廃止してそのお金をもって東日本大震災救援に充てるということに対しては、この現状の請願を採択することはできないと委員、それは共通の認識であると私は考えておりますし、採決の結果がそこにあらわれていると考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑は、10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 再確認したいんですけれども、委員長のただいまの説明ですと、見直しの必要性はあるけれども、政党助成金そのものは正しいあり方で必要だという、そういう結論に至ったというふうに認識しているのかどうかというのが1点です。

それと、もう一つ確認いたしますけれども、それではですね、憲法のいうところの思想信条の自由をどのように議論されたのか。例えば、今、世論調査はどこを見ましても、無党派層が半分です。調査によっては、半分以上を超えている場合もあります。そして、1票の格差も今、違憲状態という裁判も下りているような中で、いわゆる小選挙区制の選挙制度の導入などによって、違憲状態の中で選ばれている、だから国民の声とは比例していない、そういう政党に対して過分の政党助成金が渡っていることについて、どのような議論がされたのか、見直して例えば企業団体献金をもらわなければ、政党助成金そのものは1人当たり幾らというふうに、250円相当のお金がいっているわけですけども、それは認められるという、そういう議論に達したのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 総務経済常任委員長、納谷克俊議員。

〔総務経済常任委員長 納谷克俊君発言〕

総務経済常任委員長（納谷克俊君） 5番、納谷です。

沓澤議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1つ目の質問であります、政党助成金は正しいあり方で存続する必要があるという結論に達していたのかどうかという趣旨の御質問だったかと思われま。この辺に関しては、直接そのような問いかけは議論の中でされていないわけございまして、ただ各委員の議論の中でそういった意見を申し述べた方も当然ありますし、その辺については意見を出されていない方もおられると。この中で、私、委員会まとめながら、そのような受け止めをしているというのが現状でございます。

なので、全員が廃止ではない、繰り返しになりますが、全員が廃止にという方向ではない、全員が存続させるという方向性でもない。ただ、今のあり方はおかしいのではない、見直す必要があるのではないのかというのが委員全員の一致しているところであるということが現状でございます。

2番目の質問でございます。思想信条の自由とこの政党助成金、1人当たり250円が半ば強制的に支出されているんだらうと。それと、1票の格差問題、違憲状態の中で選ばれた国会議員、またその政党に要するに国民の投票数といいますが、それに応じていない現在の国会の政党、これに対する支出は憲法上どうなのかとか、そのような質問だったかと思われま。

これに関しましては、憲法における思想信条の自由に照らし合わせてどうだったかという議論は委員会ではされておりません。ただ、違憲状態云々という話になってきますと、そもそも議論の本題の部分以外で、そもそも小選挙区制がどうなのかとか、現在議論されている比例代表制の部分の定数を削除したらどうかという問題は非常に問題があると思っておりますが、現状の中での政党助成金についてどうなのかという議論がメインでございましたので、そこまで

突っ込んだ議論は今回の常任委員会の中ではされていないというのが現状でございます。したがって、思想信条の自由に照らし合わせての議論は一切なかったということになります。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤幸子です。

請願第6号 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書の提出を求める請願書を不採択とすることに対し、反対であります。この請願を採択すべきという立場から討論を行いたいと思います。

政党助成金は、1995年実施されました。以来、赤ちゃんからお年寄りまで、日本国民1人当たり毎年250円が支出され、5,358億円という血税が各政党に配分されてきました。政党助成金の成り立ちは、リクルート事件、佐川急便事件などの汚職事件をきっかけに、たび重なる汚職事件による政治不信を逆手に取って、5年後には企業団体献金は廃止する、こういうことを約束して、その代わりとして創設されてきました。

しかし、1999年の政治資金規正法改正で、2000年1月1日から政治家個人への企業団体献金は禁止されたものの、政党本部への献金は許されるという抜け道が残されたため、今年まで政党助成金を受け取りながら企業団体献金もあわせてもらうという状態が続いてまいりました。

本来であれば、国民の皆さんに支持をお願いし、頭を下げて、大切な募金をしていただき、国民の願いに基づく政治を真摯に行う、それが政党の活動であるというふうに思います。

しかしながら、努力をせずに政党助成金が配分されることによって、国民の暮らしへの痛みも伝わらない政治が続けられてきているというふうに思います。

現在、どの世論調査を見ましても、無党派が50%を超えています。直近の時事世論調査を見ましたところ、支持政党なしが70%であります。大変なことです。国民の支持するしないにかかわらず、1票の格差が違憲状態である不平等な選挙制度のもとで選ばれている政党に対し、1人当たり250円の、いわゆる血税がつぎ込まれていくということは、憲法の示す思想信条の自由からいっても違法ではないかなというふうに思います。

日本共産党は、そうした憲法に照らして違憲であるという立場から、政党助成金は一切受け

取りを申請しておりません。

また、2本立てになっております東日本大震災被災者への救援につきましても、口では復興支援と言いながら、国民の目から見ても一向に復興が進まない、そういう状態をこの請願の中でそんな政党助成金に使うのであれば、せめて一刻も早く被災者のほうの救援に回してほしい、そういう願いが込められた請願であります。私は、そのように受け止め、この請願は採択すべきというふうに考えています。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第6号 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書の提出を求める請願についての件を起立により採決いたします。

請願第6号の総務経済常任委員長の審査結果報告は不採択であります。

よって、本請願を採択することに賛成の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（伊藤 裕君） 次に、議会運営委員会委員長より次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

閉 会

議長（伊藤 裕君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成24年第2回上里町議会定例会を閉会いたします。



御苦労さまでした。

午後 1 時 5 0 分閉会